
京大上海センターニュースレター

第 35 号 2004 年 12 月 14 日

京都大学経済学研究科上海センター

目次

○上海センター講演会のご案内

○中古車流通管理弁法における改善点と不明確点

+++++

上海センター講演会のご案内

日時 2005 年 1 月 24 日（月） 14:00～16:00

場所 京都大学百周年時計台記念館 2 階国際交流ホール

演題 「最近の中国事情と今後の日・米・中関係における日本の積極的役割について」

講師 日中経済貿易センター名誉会長 木村一三氏

木村氏は、1954 年に故高碇達之助氏の紹介で日中貿易に参画され、日中国交正常化にも民間人として尽力されました。日中交流の最古参として故周恩来首相から胡錦濤総書記にいたるまで、中国側有力者と親密な友人関係をもたれています。奮ってご参加ください。

参加を希望される方は、北野(kitano@econ.kyoto-u.ac.jp FAX:075-753-3492)までご一報ください。

中古車流通管理弁法における改善点と不明確点

本年 9 月に「中古車流通管理弁法」（意見徴集版）が出された。中国においては従来、体系的本格的な中古車流通政策が存在せず、きわめて規制の強い現状追認的な政策しか存在しなかったが、今回の中古車流通管理弁法においては、「中古車経営公司」に対して買取制を法認し、中古車販売店の設置地点も自由化する等、中古車政策において大きな改善がみられる。筆者は 10 月 25 日から 30 日まで北京において、この中古車流通管理弁法に関する現地調査をおこなった。本稿では、中古車流通管理弁法の改善点と残された課題を検討する。

1) 中古車流通管理弁法における改善点

①買取制が認められる

第 6 条の冒頭において、「中古車の経営主体とは、中古車経営公司、經紀公司、競売公司、鑑定査定機構を指す」とした上で、同条第 1 項で「中古車経営公司とは、中古車の取引活動に従事する企業（中古車取引に従事する自動車生産企業、自動車販売企業を含む）を指す」と規定した。後の第 8 条第 1 項では「中古車取引とは、中古車経営公司が

中古車を買取り、販売する経営活動を指す」と規定し、明文上、中古車経営会社が中古車の買取をおこなうことを法認した。さらに、上記の第6条第1項では括弧内で「中古車取引に従事する自動車生産企業、自動車販売企業を含む」と指摘されている故、自動車メーカーおよび新車販売企業も中古車取引に参入できることが明文化されたこととなる。

このことは、従来、中古車交易市场に入居している中古車販売店のみに中古車の取引が制限されてきた規制がほぼ完全に取り払われたことを意味している。

②他方「中古車交易市场公司」は、中古車経営活動を制限される

他方、従来中古車交易市场の運営会社であった中古車交易市场公司是、第7条で「中古車交易市场とは、法に基づいて設立され、売買双方に中古車の集中取引を提供する場所である。中古車交易市场は直接に中古車の経営活動を行なってはならない」とされ、中古車の経営活動（中古車買取・販売、中古車仲介、中古車競売、中古車査定の四分野）が禁止されることとなった。従来、中古車交易市场公司是、査定や競売、時には中古車仲介をおこなってきたが、今回の政策でそれらが不可能となった。だが、「（中古車交易市场公司が）別会社を設置すれば可能である」との「対策」があるとも言われている。

③店舗設置場所の制限が廃止される

従来、中古車經紀公司（中古車の仲介会社。ただし実質的には買取をおこなっていた）は、行政機関によって指定された「中古車交易市场」内に販売店を設置しなければならず、「中古車交易市场」外での店舗設置が認められていなかった。しかしながら、今回の中古車流通管理法では、第10条で「中古車経営公司是以下の資質条件が備わるべきである：（一）固定的な経営場所を有する、（二）中古車の買取、販売の能力を有する、（三）顧客に中古車のアフター・サービスを提供できる、（四）顧客の代わりに中古車の鑑定査定、移転登録、保険、納税等の手続を代行できる」という四つの資質条件が課せられることになったが、これらの中には設置場所に関する地域的制限はまったく含まれていない。従って新車販売店は自らの新車ショールームで中古車の下取や販売を行えることとなった。なお、逆に新規に規定された中古車経営会社が従来の中古車交易市场に入居できるかについては、制限は現時点ではないと言われている。とりわけ中古車交易市场会社が経営多角化のために、交易市场内に新車販売店を誘致しようとしており、そうした新車販売店がもし中古車経営会社の資格をとるならば、中古車（および新車）交易市场内に中古車経営会社の資格を有する新車販売店が登場することも現実的となってきた。

④メーカーや流通企業が交易市场公司や中古車競売公司に参入できる可能性

自動車メーカーや流通企業が中古車交易市场や中古車競売公司に参入する可能性も見え始めた。すなわち、第9条では「中古車交易市场は以下の資質条件が備わるべきである：（一）企業法人、（二）所在都市の発展及び都市商業の発展に関する関連規定に符合する、（三）中古車経営に必要な固定場所及び施設を提供できる。（四）顧客に中古車の鑑定査定、移転登録、保険等の手続を行う諸条件を提供できる」とされ、また第12条では「中古車競売公司は以下の資質条件が備わるべきである：（一）『競売法』の関連規定に符合する、（二）固定的な競売場所を有する」とされている。いずれも従来のような厳しい制限は廃止され、自動車メーカーや流通企業が中古車モール事業やオークション事業に参入できる方向が見え始めたと言えよう。

⑤名義変更手続の簡素化が進む可能性

第10条第4項には（中古車経営公司＝中古車買取・販売店）は「顧客の代わりに中古車の鑑定査定、移転登録、保険、納税等の手続を代行できる」とされ、従来のように、

新車販売店従業員が顧客に同行して中古車交易市场に出向き、そこで名義変更手続（それに伴う査定や現車検査）を受けなければならないことはなくなると思われる。すなわち、この第 10 条第 4 項を読めば、客が行かなくても、新車販売店従業員が客に代わって名義変更手続に行くことが可能であると解釈できる。具体的にどのような手続が必要なのかは未だ分からない点が多いが、現行よりも簡素化されることは明白であろう。

⑥売手責任が明確となりつつある

今回の中古車流通管理弁法の最大の改善点は、売手責任、すなわち売手が車両に関する情報の開示責任を負うこと、そうした情報開示をしていない場合は売手が返品や賠償責任を負うことを明確に規定したことである。第 24 条では「中古車の売り手は買い手に対して車輛に関する真実な情報を告知しなければならない。その情報には、製造出荷日時、使用期間、走行距離、技術状況及び販売価格等が含まれる。情報を隠したり、偽ったりしてはならない。売り手の情報隠しや詐欺によって買い手が購入した中古車は移転登録ができない場合、売り手は無条件でその返品に応じなければならない。そして、相応の責任も負わなければならない」と述べ、売手責任が明確に打ち出されつつある。裏を返して言えば、買手（一般消費者）が取引車両に関する詐欺や情報隠しを発見できなかった責任はまったく問われていない。先進国における中古車取引の発展プロセスを振り返ると、売手責任の強化と買手責任の免除の方向が明確化されることによって中古車市場の健全な発展が進んだことは明白である。

以上 6 点にわたって今回の中古車流通管理弁法によって改善された（あるいは改善されそうな可能性がある）点を指摘した。

2）中古車流通管理弁法においてなおも不明解な点

①中古車取引にかかわる税体系には何も言及していない

第 21 条で「中古車交易市场及び各経営主体は法に基づいて経営と納税を行なわなければならない」と述べているだけで、税については何も具体的な叙述がない。今後出される政策・規約等に注目する必要がある。

②中古車の取引規範作成も今後の課題

新たに定義された中古車経営公司がおこなう、具体的な取引規範については、第 23 条で「中古車経営公司は中古車の取引規範に基づいて取引をしなければならない。中古車の取引規範は、国務院の商務主管部門及び工商行政管理部門の共同によって新たに制定、公布される」とされ、今後策定されることとなっている。この取引規範の内容が、日本の自動車公正取引協議会が作成している『自動車公正取引規約』のような消費者の立場にたったものとなることが望まれる。

（塩地洋）